**令和５年４月版**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**別紙１**

**主任介護支援専門員更新研修　フローチャート（埼玉県）**

**平成２８年４月版**

（注１）：平成２７年２月１２日付けで、ケアマネ試験の受験資格が改正されました。但し、３年間の経過措置が設けられており、平成２７年度から平成２９年度の試験はこれまでの受験資格で

　　　　　も受験できます。

（注２）平成２８年１０月1日以降に実施する研修。

（注３）：　介護支援専門員として実務に就くには、有効期間内の介護支援専門員証（顔写真付）の交付を受けていることが必要です。

（注４）： 実務従事者とは、介護支援専門員証の有効期間に、介護支援専門員として就労し、介護（予防）サービス計画書（ケアプラン）作成をしている人を差します（居宅介護支援事業の 管理者を含む。）

（注５）：　介護支援専門員証の有効期間に専門研修Ⅰ・Ⅱを修了した場合（受講した都道府県は不問）、更新研修88時間コースの全課目が免除されます。

専門研修Ⅰ又は専門研修Ⅱを終了した場合（受講した都道府県は不問）、更新研修から専門研修Ⅰ又は専門研修Ⅱに相当する課目が免除されます。

（注６）平成２８年１０月1日以降に実施する研修。

更新２回目以降

※介護支援専門員証有効期間５年、

更新必要です

**前回実務未従事者の更新を**

**受け、それから**

**実務従事等に変わった者**

**実務従事者**

**実務未従事者**

**介護支援専門員の有効期間の更新（初回　有効期間５年）**

申請手続

**介護支援専門員の有効期間の更新（有効期間５年）**

申請手続

申請手続

**更新研修**

５４時間

**（注６）**

**専門研修**

**Ⅰ・Ⅱ**

**又は更新研修**

８８時間

【**専門研修Ⅱ】**

**又は**

**更新研修**

３２時間

**（注５）** ８日（53時間）38,000円

証の交付・有効期間満了日の確認・住所・氏名など登録事項の変更に関する問い合わせ

埼玉県福祉部　高齢者福祉課

(住所)〒330-9301　　　さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3232　　　　　ＦＡＸ：048-830-4781

[埼玉県ケアマネ情報局](http://www.pref.saitama.lg.jp/site/caremanager/)　　　検索

　　 **流れ**

**主任介護支援専門員更新研修は、主任介護支援専門員を取得した年度によって経過措置が設けられています。**

**また、主任介護支援専門員更新研修の修了者は、「介護保険法施行規則第１１３条の１８」に規定する更新研修とみなされます。介護支援専門員更新研修の受講が免除されます。**

|  |  |
| --- | --- |
| 主任研修修了年度 | ●主任更新研修受講年度★主任介護支援専門員の有効期間 |
| 平成１８年度～平成２７年度 | **※経過措置終了のため、主任資格はありません。** |
| 平成２８年度以降 | ●主任（主任更新）研修修了証明書の有効期間が　おおむね２年以内に満了する方★平成２８年度以降に主任（主任更新）研修修了証明書に　有効期間が記載されます |

**介護保険法施行令第３７条の１５第１項及び介護保険法施行規則第１４０条の６８第１項第２号の規定に基づく**

**ＮＯ**

**ＹＥＳ**

**主任介護支援専門員の更新を行う**

**注意**：主任介護支援専門員として更新手続きを行わず有効期間が満了した場合、**主任介護支援専門員証**は失効し、主任介護支援専門員資格は消滅します。

速やかに**主任介護支援専員証**を返納してください。（介護保険法第69条の7第6項）また、有効期間がある介護支援専門員証の再交付申請が必要となります。

介護支援専門員証**失効とともに介護支援専門員としての資格は消失する。**

登録は継続するが、介護支援専門員としての勤務ができない。

**介護支援専門員更新研修を受講する（介護支援専門員の資格及び研修の体系へ参照）**

**主任介護支援専門員更新研修**

主任介護支援専門員更新の受講要件を満たす

**４６時間以上**（有効期間５年）

主任介護支援専門員更新研修の修了者は更新申請手続

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成２６年７月４日老発０７０４ 第２号厚生労働省老健局長通知）の一部改正により、**主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間については、原則として、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付する（以下「置換交付」という。）こととしています。**また、置換交付を希望しない者については、申出により、置換交付をしないことも可能です。

介護支援専門員を更新しない（更新研修を受講しない）

介護支援専門員として更新する